

神戸市軽費老人ホーム利用料等取扱要綱

(目 的)

第1条 「神戸市軽費老人ホーム利用料等取扱要綱（以下、「要綱」という。）」は、神戸市内に所在する軽費老人ホームにおける「基本利用料」、「サービスの提供に要する費用（特別運営費関係を含む）」、「生活費」及び「居住に要する費用」（以下、「利用料等」という。）について定めるものである。

(サービスの提供に要する費用)

第2条 サービスの提供に要する基本額（月額）の算定に用いる地域区分については、12/100を上限とする。

(介護職員処遇改善支援加算)

第3条 施設の職員に対する処遇改善のための費用は、新たに介護職員への賃金改善を実施する施設を対象とし、次により算出した額を限度に、サービスの提供に要する費用（月額）として別途支給することができる。

一般入所者数	介護職員の数（常勤換算）	
人	人	
0～30	1	職員1人あたり（月額） 9,000円
31～80	2	
81～	3	

(生活費)

第4条 生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。）は、下記の額を上限とする。

1人あたりの額	冬期加算額（11月から3月まで）
46,940円	2,160円

(定めのない事項の取り扱い)

第5条 軽費老人ホームの利用料等は、この要綱に定めるものを除き、平成20年5月30日付け老発0530003号厚生労働省通知「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」に基づき取り扱うものとする。

附 則

1 要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

1 要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 要綱は、令和5年1月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。